

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業

落札者選定基準

平成 21 年 8 月 7 日

千葉県水道局

目次

I 審査の基本的考え方	1
II 審査方式	1
1 資格審査	1
2 事業提案審査	1
III 審査の流れ	2
IV 資格審査	3
1 基本的要件	3
2 参加資格要件	3
(1) 応募企業、代表企業、構成員及び協力企業に共通の参加資格要件	3
(2) 応募企業及び代表企業の参加資格要件	4
(3) 各業務を行う者の参加資格要件	4
V 事業提案審査	8
1 入札	8
2 基礎審査	8
(1) 業務要求水準の要件	8
(2) 事業シミュレーションの要件	8
(3) 資金調達要件	8
(4) 長期収支計画の要件	8
(5) 業務遂行能力の要件	9
3 定量化審査	9
(1) 価格に関する評価	9
(2) 質に関する評価	9
(3) 総合評価点	12
VI 優秀提案の選定と落札者決定	12

I 審査の基本的な考え方

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業(以下、「本件事業」という)は、脱水機棟、調整槽・濃縮槽等の既存コンクリート建築物・構築物を有効利用しつつ、浄水施設を停止することなしに、排水処理施設の設備を全面的に更新するとともに、排水処理施設の維持管理・運営及び発生土の再生利用業務を実施するものである。

本件事業においては、浄水機能を停止することなく、一部既存排水処理施設を活用しつつ、設備更新等業務を行うこと及び脱水ケーキについても再生利用することから、これら業務を滞り無く円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した施設運営がなされる必要がある。これより、事業者の創意工夫による事業の効率化に加え、事業の安定性に重点を置いて評価することを考えている。また、環境負荷軽減の観点から、地球環境や周辺環境の配慮についても評価することを考えている。

II 審査方式

本件事業は、競争性、透明性及び公平性を確保しつつ、県水道局の求める様々な創意工夫を最も発揮した事業者を選定するために、総合評価一般競争入札方式を採用し、本落札者選定基準を用いて審査を行う。

審査は、「資格審査」と「事業提案審査」の2段階に分けて実施する。

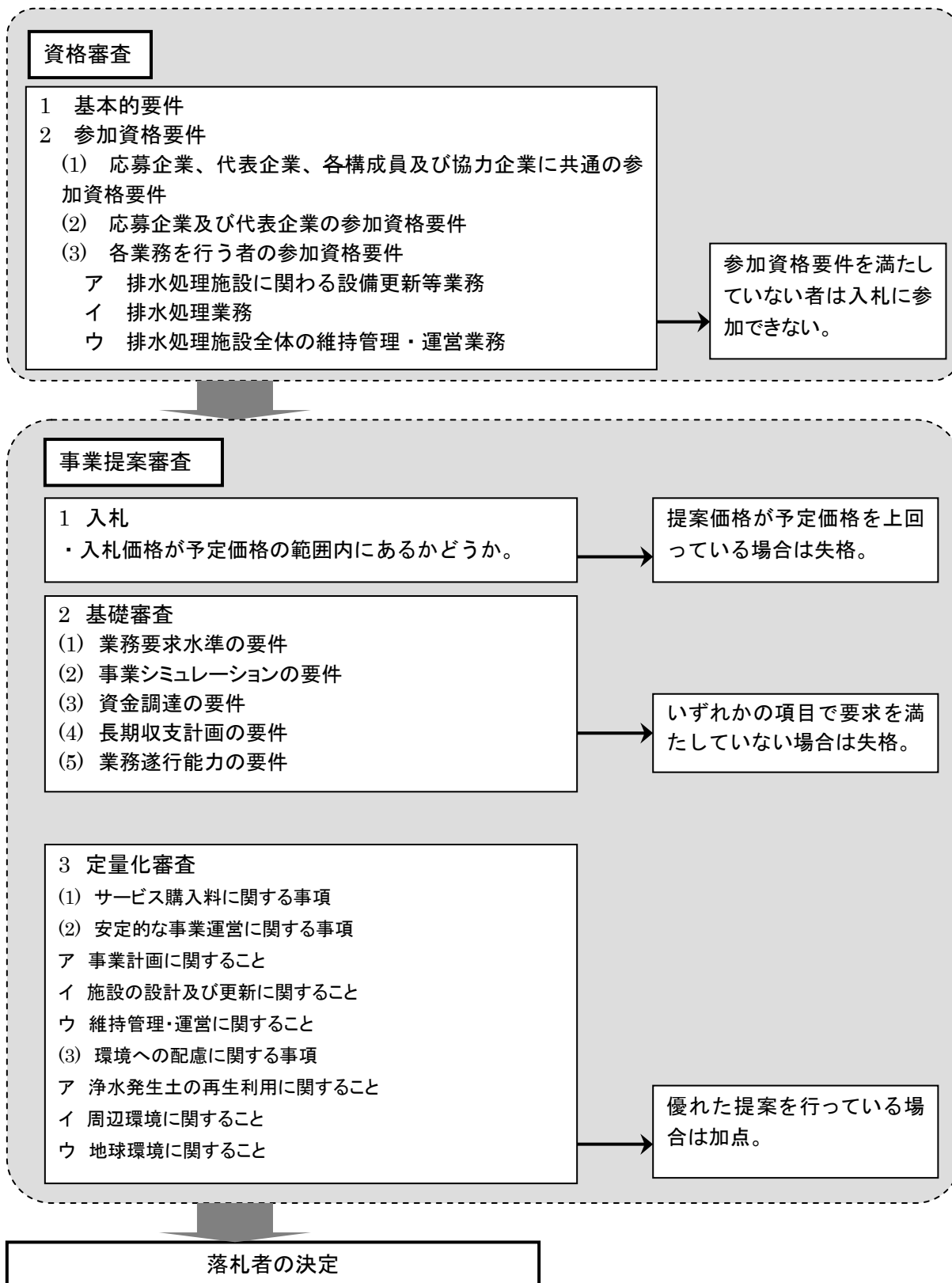
1 資格審査

資格審査では、入札参加者の参加資格要件、各業務を行う者の法的要件等について確認する。

2 事業提案審査

事業提案審査では、「入札」、「基礎審査」及び「定量化審査」の3段階を経て、優秀提案を選定し、落札者を決定する。

III 審査の流れ



IV 資格審査

1 基本的要件

- (1) 入札参加者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業等で構成するグループ(以下「応募グループ」という。)とする。

なお、応募グループにあつては、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めることとし、当該代表企業が入札手続を行うものとする。

- (2) 入札参加者は、参加表明書及び一般競争入札参加資格確認申請書(以下「参加表明書等」という。)の提出時に、応募企業又は構成員(事業開始後に事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者で、事業者に出資する者をいう。以下同じ。)及び協力企業(応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から直接間接を問わず本件事業の業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)の名称及び携わる業務等を明らかにすること。

なお、代表企業、構成員又は協力企業のうちのいずれかが、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、各業務を行う者の参加資格要件を満たしていない場合を除く。

また、各業務は、業務範囲を明確にした上で代表企業、構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。

- (3) 参加表明書等を提出した後は、代表企業及び構成員、協力企業の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県水道局と協議を行い、県水道局が承諾した場合に限り、構成員の変更及び追加を認める。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めないこととする。また、協力企業であっても設計業務を担当する者については、資格審査確認申請後の変更は認めないこととする。
- (4) 応募企業、代表企業及び構成員は、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業になることはできない。ただし、維持管理・運營業務のうち、発生土再生利用業務については、この限りでない。

2 参加資格要件

- (1) 応募企業、代表企業、構成員及び協力企業に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ この公告の日から落札者決定の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

ウ この公告の日から落札者決定の日までの間に千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが行われている者

にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

オ 民事再生法(平成11年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

カ 参加表明書等の提出期限日から過去1年間に係る法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 本件事業のアドバイザー業務に関与したみずほ総合研究所株式会社、西村あさひ法律事務所若しくは日本上下水道設計株式会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある次の各号に掲げる者でないこと。

(ア) アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又は出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

(イ) アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又は出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

ク 千葉県水道局北総浄水場排水処理施設 PFI 事業者選定委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。

(2) 応募企業及び代表企業の参加資格要件

ア 応募企業は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)及び物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されていること。

イ 代表企業は、物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されていること。

(3) 各業務を行う者の参加資格要件

ア 排水処理施設に関わる設備更新等業務

設備等更新業務を実際に担当する者(応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。)は、次の(ア)から(カ)の区分に応じ、それぞれの要件を満たしていなければならない。

(ア) 設計を担当する者

a 資格者名簿に登載されている者。

b 技術士(設計内容に対応した部門又は、上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定めるものをいう。)が 1 名以上在籍していること。

c 建築工事を伴う場合に、設計内容が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第6条に規定する建築等に関する申請及び確認を要する場合にあつては、一級建築士事務所の登録を行なっている者。

※ 設計を担当する者が複数である場合は、全体で上記a・b・c の全ての要件を満たしていること。なお、この場合には設計業務全体を取りまとめる責任者を明記すること。

(イ) 工事監理を担当する者

a 資格者名簿に登載されている者。

- b 技術士(各種工事のうちいずれかの部門又は、上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定めるものをいう。)が 1 名以上在籍していること。
- c 設備等更新業務のうち各種工事を担当する者でないこと。
- d 設備等更新業務のうち各種工事を担当する者の親会社または子会社でないこと。
- e 各種工事のうちいずれかに関連する監理技術者資格者証を有する者又は各種工事のうちいずれかに関連する一級工事施工監理技師を設備等更新業務の期間を通じ専任で一名配置し、工事監理業務全体を取りまとめる責任者となれる者。
- f 建築工事を伴う場合に、設計内容が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第6条に規定する建築等に関する申請及び確認を要する場合にあつては、一級建築士事務所の登録を行なっている者。

※ 工事監理を担当する者が複数である場合には工事監理業務全体を取りまとめる責任者(上記e相当の職務を行う者)を明記すること。

(ウ) 電気工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、電気工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- b 資格者名簿に登載され、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の総合評定値通知書(審査基準日が平成 20 年 4 月 1 日以降のものに限る。)における電気工事の総合評定値が 1,200 点以上の者。
- c 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格(建設業法第 15 条第2号イに該当する資格)及び監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者を専任で配置できる者。
- d 過去 10 年間に、同種工事(上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用高圧電気設備を製作し据付調整する工事)を元請として施工したことがある者。
- e 財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又は JAB と相互に認証している認定機関が行う ISO9001 の認証を取得している者。

※ 電気工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(エ) 機械工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- b 資格者名簿に登載され、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の総合評定値通知書(審査基準日が平成 20 年 4 月 1 日以降のものに限る。)における機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上の者。
- c 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者を配置できる者。

- d 過去 10 年間に、同種工事(上下水道・工業用水道の日量 3 万立方メートル以上の浄水場又は処理場用機械設備の設置又は更新工事)を元請として施工した実績がある者。
- e JAB 又は JAB と相互認証している認定機関が行う ISO9001 の認証を取得している者。
 - ※ 機械工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの 1 者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(オ) 土木工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- b 資格者名簿における土木一式の格付が A 等級である者。
- c 一級土木施工管理技師又はこれと同等以上の資格(建設業法第 15 条第 2 号イに該当する資格)を有する者で、監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を専任で配置できる者。
- d 過去 10 年間に、本工事と同種工事(国、地方公共団体または建設業法施工令第 27 条の 2 で規定する法人等の発注するコンクリート構造物の築造工事及び口径 350mm 以上の配管の布設工事)を元請けとして施工した実績がある者。
- e JAB 又は JAB と相互に認証している認定機関が行う ISO9001 の認証を取得している者。
 - ※ 土木工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの 1 者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(カ) 建築工事を担当する者

- a 資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- b 資格者名簿における建築一式の格付が A 等級である者。
- c 建設一式工事において、建設業法第 26 条の規定による監理技術者で d に掲げる工事の監理実績がある者を専任で配置できる者。
- d 過去 10 年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1 棟延べ面積 1,000 m²以上の建築物の改修又は新築・増築に係る建築一式工事を元請で施工した実績がある者。
- e JAB 又は JAB と相互に認証している認定機関が行う ISO9001 の認証を取得している者。
 - ※ 建築工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの 1 者がすべての要件を満たせばよいものとする。

イ 排水処理業務

排水処理業務のうち、脱水ケーキの搬出・再生利用を実際に担当する者(応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。)は、次の(ア)から(イ)の区分に応じ、それぞれの要件を満たしていなければならない。

(ア) 脱水ケーキの搬出を担当する者

- a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集及び運搬業の許可を受けている者であること。

(イ) 脱水ケーキの再生利用を担当する者

- a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分業の許可を受けている者で、浄水場から発生する汚泥を再生利用できる施設を有している者であること。

ウ 排水処理施設全体の維持管理・運營業務

排水処理施設全体の維持管理・運營業務のうち、運転管理を実際に担当する者(応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。)は、次の要件を満たしていなければならない。

- (ア) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (イ) 過去10年間に、同種の業務(上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場の運転管理業務委託)を受託した実績がある者。
- (ウ) 同種の業務において1年以上の従事経験を有する者を、常勤者に換算して1名以上配置できる者

V 事業提案審査

1 入札

入札参加者の提案価格(20年間を通じたサービス購入料の総額)が、県水道局の設定する予定価格の範囲内であるかを開札時に確認する。

- 提案価格が予定価格の範囲内である入札については、基礎審査を行う。
- 提案価格が予定価格を上回っている入札については、失格とする。

2 基礎審査

入札参加者の提案内容が、県水道局が求める次の要件を満たしていることを確認し、これを満たしていない場合には失格となる。

(1) 業務要求水準の要件

- ア 更新等業務に係る要件
- イ 維持管理・運營業務に係る要件
- ウ 業務遂行上の留意点

(2) 事業シミュレーションの要件

提案価格に次の要件を反映していること。

- ア 入札説明書で示した全ての条件に従っていること。
- イ 付保を条件としている第三者賠償保険及び火災保険又は建設工事保険の保険料が適切に見込まれていること。
- エ 支払利息の計算方法が適切であること。
- オ 業務要求水準書を踏まえ、業務ごとに見積もった費用と長期収支計画とが合致していること。

(3) 資金調達の要件

- ア 資金調達先・調達方法・金額・返済条件などが明示されていること。

(4) 長期収支計画の要件

- ア 長期収支計画全体の計算に誤りがないこと。
- イ 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがないこと。
- ウ 極端な損益やキャッシュフローの変動及び赤字や資金不足が発生する年度がないこと。発生する場合には安定的な事業実施が可能となる方策が採られていること。

(5) 業務遂行能力の要件

応募企業又は代表企業、あるいは構成員のうち特別目的会社へ出資や劣後融資を行う企業は、次の項目に対する要件を満たしていること。

ただし、これらの要件を満たしていない場合は、代替信用補完措置が付されていること。

項目	要件	評価指標
資金確保	提案事業の実施に必要な資金が、当該企業の他の既存事業で確保されていること。 (代替信用補完措置が必要となる場合) 営業活動によるキャッシュフロー又は現金及び現金等価物の純増減額が2期連続でマイナスである場合	・営業活動によるキャッシュフロー ・現金及び現金等価物の純増減額 又は上記に該当する指標
信用力	当該企業に総合的な信用力があり、事業を提案内容通りに遂行し得る財務状況であること。 (代替信用補完措置が必要となる場合) 経常損益が3期連続で赤字又は直近決算期で債務超過である場合	・経常損益 ・資本の部

3 定量化審査

定量化審査は、加算方式により評価を行う。

総合評価点は100点満点とし、サービスの価格に関する配点を40点、サービスの質に関する配点を60点とする。各評価は原則として次の評価によって行い、評価点は小数点以下第4位を四捨五入する。

(1) 価格に対する評価

採点は、入札金額が最も低いものを満点(40点)とし、次順位以下では、40点に最低入札金額との割合を乗じた点数とする。

$$\text{各入札参加者の価格点} = 40 \times (\text{最低入札金額} \div \text{各入札金額})$$

A社90億、B社80億、C社85億の入札があったと仮定した場合、			
評価点はそれぞれ次のとおりとなる。			
入札参加者	A	B	C
金額(億円)	90	80	85
価格点及び 計算方法	35.556点 $40 \times (80 \div 90)$	40.000点 最低金額=満点	37.647点 $40 \times (80 \div 85)$

(2) 質に対する評価

原則として、小項目ごとを3段階方式で評価し、それを加算したものを中項目の得点とする。

評価内容	配点の目処
A 提案内容が特に優れている。	配点の100%
B 提案内容が優れている。	配点の50%
C 提案内容に優れた点はみられない。	配点の0%

なお、一部定量的な項目については比例計算にて得点計算をする。

提案内容の評価項目、配点及び対応する様式番号は表 1 のとおりとする。採点は、表 1 の中項目の配点内で小項目毎の加点により行う。

表 1 定量化審査における評価項目と配点

分類	大項目	中項目	小項目(評価内容)	配点	様式番号
1	サービス購入料に関する事項			40.00	
2	安定的な事業運営に関する事項			45.00	
	(1) 事業計画に関すること			12.00	
		事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業・構成員・協力企業の財務状況が優れていること。 各業務の実施体制や役割分担等が妥当であり、各種リスクの顕在化を回避できるものとなっていること。 	4.00	様式5-1 様式5-3
		リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 想定されるリスクの検討度合い及び当該リスクの分担方法が明確であり妥当であること。 各種リスクが顕在化した場合の対応策が妥当であること。 	4.00	様式6-7-1 様式6-7-2 様式6-7-3
		事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 出資金・借入金等による資金調達条件が明確であり、実現可能性が高いこと。 事業者の損益計算書及びキャッシュフロー計算書、貸借対照表が安定的な事業実施に資するものであること。 	4.00	様式6-6-1 様式6-5-1 様式6-5-2 様式6-5-3
	(2) 施設の設計及び建設に関すること			20.00	
		処理の安定性・信頼性確保～通常時・平常時・計画高濁度時又はこれに類する場合	<ul style="list-style-type: none"> 通常の原水状況にあつて、量的にも質的にも良好で余裕のある排水処理(汚泥の受入れ、調整・濃縮、脱水及び一時保管)が可能となる施設能力を有していること。 排水処理方式は、既存の調整・濃縮施設を有効に活用すること、また、脱水方式は上水汚泥処理に多くの実績を有し、信頼性に優れたものであること。 上澄水を均等・均質に返送することができる施設・設備であること。 衛生的な排水処理場環境の整備方法について有効な提案をしていること。 維持管理が容易な機器配置、仕様となっていること。 	8.00	様式7-1-2
		処理の安定性・信頼性確保～非常時・通常と異なる場合・計画高濁度時を超える場合・浄水処理発生時・事故時・故障発生及びこれに類する場合	<ul style="list-style-type: none"> 故障の発生し難い施設・設備となっていること。また、万一機器故障や事故が発生した際に、排水処理業務への悪影響を最小限に抑えるための適切な方策が施設計画等に反映されており、施工計画、工程計画、連絡体制にも配慮されていること。 排水処理施設内において微粒子数の監視を行い、浄水場と連携したピコプランクトンの繁殖防止または増殖抑制の有効な対策がなされていること。 自然災害に対して強い施設・設備であること。 	4.00	様式7-1-3
		設備更新への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 十分な余裕をもって許認可を取得でき、また、更新工事についても支障ない手順及び工程計画であること。 作業スペース、搬入口の確保など大型部品の搬出入への配慮に優れていること。 完成後のみならず、脱水機更新工事期間中の維持管理スペースの確保策が策定されていること。 脱水機更新工事期間中の適切な事故防止対策が策定されていること。 	8.00	様式7-1-4

分類	大項目	中項目	小項目(評価内容)	配点	様式No.
		(3) 維持管理・運営に関すること		13.00	
		維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 適切で計画的な保守点検により、故障等の予防策が講じられていること。 適切で計画的な修繕計画が策定されており、施設の状態を常に良好に保つこととなっている。 高濁度時、冬季など汚泥の量と質の変動に対応する適切な対応方法、計画が具体的に示されていること。 	6.00	様式7-1-5
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常時及び非常時における維持管理・運営の実施体制及び責任の所在が明確となっていること。また、運営・維持管理業務の実績・経験が豊富な人材を配置していること。 	2.00	様式7-1-6
		非常時の対応計画	<ul style="list-style-type: none"> 故障時、非常時における維持管理・運営業務についての対応策が具体的であり優れていること。また、迅速かつ確実に浄水場側との連携体制を採るための具体的方策が提案されており、優れていること。 	2.00	様式7-1-7
		保守体制	<ul style="list-style-type: none"> 誤作動の防止及び労務災害での対応方法が明確であること。 	2.00	様式7-1-8
		保安・防犯体制	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保安・防犯方法が提案されていること。 	1.00	様式7-1-9
分類	大項目	中項目	小項目(評価内容)	配点	様式No.
		3 環境への配慮に関する事項		15.00	
		(1) 浄水場発生土の再生利用に関すること		5.00	
		再生利用業務の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 実績が豊富な再生利用受入先から受入表明書を取得しており、受入可能量に余裕があること。 受入事業者が複数あり、1社が受入れ不能に陥っても他の受入事業者がカバーする等の対策が取られていること。 	2.00	様式7-1-10
		再生利用用途の拡大	<ul style="list-style-type: none"> セメント原料ではない再生利用方法が提案されていること。 浄水場発生土の含水率の管理等、品質管理に優れていること。 	2.00	様式7-1-11
		発生土の管理	<ul style="list-style-type: none"> 一時保管場所の確保等により、安定的に再生利用を行う上での工夫があること。 	1.00	様式7-1-12
		(2) 周辺環境に関すること		6.00	
		建設(更新工事)段階	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の防止が図られていること(排出ガス抑制、浮遊粒子状物質対策建設機械の使用等)。 騒音・振動・粉塵・交通・電波障害・地盤沈下等の発生予測と状況把握方法及び万一障害が発生した場合の対策について提案されていること。 	2.00	様式7-1-13
		維持管理段階(更新工事完了後)	<ul style="list-style-type: none"> 設備運転時の騒音・振動・粉塵・悪臭の対策について優れた提案がなされていること。 緑地化等の推進により、有効な防塵、濁水流出防止対策を講じていること。 	2.00	
		景観	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造や配置及び緑地の確保等、現状の景観を阻害しないよう配慮されていること。 	1.00	
		発生土運搬	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場発生土の運搬に係わる騒音・振動・粉塵の対策に優れていること。 	1.00	
		(3) 地球環境に関すること		4.00	
		地球環境への負荷軽減	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素及び窒素酸化物の排出量が具体的な根拠に基づき算出され、その排出量が少ないこと。 電力使用量の低減化や環境配慮製品の積極的な使用等、地球環境への配慮についての有効な提案がなされていること。 	4.00	様式7-1-14
合 計				100.00	

(3) 総合評価点

総合評価点(100 点満点)＝価格に関する評価点(40 点満点)＋質に関する評価点(60 点満点)

VI 優秀提案の選定と落札者決定

千葉県水道局北総浄水場排水処理施設 PFI 事業者選定委員会は、本落札者選定基準に基づいて入札参加者の提案内容を審査し、優秀提案者を決定する。なお、審査の結果、総合評価点の最も高い提案が 2 以上ある場合は、くじ引きにより優秀提案者を決定する。

県水道局は千葉県水道局北総浄水場排水処理施設 PFI 事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。